

## 平成30年第3回羽幌町議会臨時会会議録

### ○議事日程（第1号）

平成30年4月13日（金曜日） 午後 1時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 承認第 1号 専決処分の承認について  
「羽幌町税条例等の一部を改正する条例」
- 第 6 承認第 2号 専決処分の承認について  
「羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」
- 第 7 承認第 3号 専決処分の承認について  
「羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例」
- 第 8 承認第 4号 専決処分の承認について  
「平成29年度羽幌町一般会計補正予算」（第15号）
- 第 9 議案第34号 羽幌町中央公民館大ホール舞台照明設備更新工事請負契約について

### ○出席議員（11名）

1番 村田定人君	2番 金木直文君
3番 阿部和也君	4番 船本秀雄君
5番 小寺光一君	6番 熊谷俊幸君
7番 平山美知子君	8番 磯野直君
9番 逢坂照雄君	10番 寺沢孝毅君
11番 森淳君	

### ○欠席議員（0名）

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	駒井久晃君
副町長	江良貢君
教育長	山口芳徳君
会計管理者	熊木良美君

総務課長 兼電算共同化 推進室長	飯作昌巳君
総務課総務係長	山田太志君
地域振興課長	酒井峰高君
財務課長	大平良治君
財務課主幹 兼財政係長 管財係長	清水聡志君
財務課財政係長	山川恵生君
農林水産課長	鈴木繁君
農林水産課水産林務係長	木村康治君
商工観光課	高橋伸君
社会教育課長 兼公民館長 体育振興係長	渡辺博樹君
社会教育課社会教育係長	高橋司君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	井上 顕君
総務係長	杉野 浩君
書記	土清水 彬君

◎開会の宣告

○議長（森 淳君） ただいまから平成30年第3回羽幌町議会臨時会を開会します。

（午後 1時30分）

◎町長挨拶

○議長（森 淳君） 町長から議会招集挨拶の申し出がありますので、これを許します。  
町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 平成30年第3回羽幌町議会臨時会の招集に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、何かとご多忙のところご出席を賜りましたことを厚くお礼申し上げます。

新年度が始まり、本町におきましてはこれからの連休における観光シーズンを前に各施設で準備が進められているところであり、温かく観光客を迎え、訪れる方が一人でも多くなることに期待をしているところであります。

また、先月発生いたしましたはぼろ温泉サンセットプラザでの火災につきましては、利用者を初め関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけしたところであり、深くおわび申し上げます。詳細につきましては、この後の行政報告で述べさせていただきますが、今後このようなことが起こらないよう十分注意してまいりたいと考えております。

さて、本臨時会に提案いたしております審議案件は、専決処分の承認4件、議案として工事請負契約1件の合わせて5件であります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。

◎開議の宣告

○議長（森 淳君） これから本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 淳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、

4番 船本秀雄君                      5番 小寺光一君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（森 淳君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間をしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決定しました。

#### ◎諸般の報告

○議長(森 淳君) 日程第3、諸般の報告を行います。

本日の欠席並びに遅刻届け出はありません。

会議規則第21条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定により、本臨時会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表として配付してありますので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

#### ◎行政報告

○議長(森 淳君) 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長、駒井久晃君。

○町長(駒井久晃君) 平成30年第3回臨時会行政報告をさせていただきます。

1つ、はぼろ温泉サンセットプラザで発生した火災についてであります。当町施設でありますはぼろ温泉サンセットプラザで発生した火災に関し、その発生状況と今後の対策についてご報告を申し上げます。

去る3月21日午後3時23分ころ、1階レストラン調理場に設置の火災報知機が感知し発報、同時にスプリンクラーも作動した状況において、ガス式中華レンジの中華鍋付近からレンジ天井部に設置の防炎フライガードに届くまで炎が上がっている状態を休息中の担当者が発見、スプリンクラーの放水に加え、職員による消火器を使用した初期行動にて消火に至ったものであります。

この間、浴室施設を利用していた来場者の避難誘導を行うとともに、消防への通報も同時に行われ、現場に到着された消防隊員による延焼調査の結果、鎮火が確認されたところであります。

出火原因は、油が入った中華鍋をガス式中華レンジに置き、種火をつけたままその場を離れたため、鍋の油が加熱されたことにより出火した可能性が高いと推測されております。

今後の対策といたしまして、指定管理者からは、休憩時における各調理器の火気完全消火及び火元管理者による確認の励行実施などの強化を図るとともに、施設利用者の安全確保を第一に避難誘導を含めた防火訓練及び防火設備の保守管理の徹底に関する報告を受けたところであります。

また、町といたしましても、この火災を教訓とし、指定管理者と一体となって引き続き

防火や災害に備えた対策を進めてまいります。

このたびの火災により、利用者並びに町民の皆様に多大なご迷惑をおかけいたしましたことについて、深くおわびを申し上げますとともに、今後このようなことがないように再発防止に万全を期し、町民の信頼回復に努めてまいりたいと存じます。

以上を申し上げます、行政報告といたします。

○議長（森 淳君） これで行政報告を終わります。

◎承認第1号～承認第3号

○議長（森 淳君） 日程第5、承認第1号 専決処分の承認について「羽幌町税条例等の一部を改正する条例」、日程第6、承認第2号 専決処分の承認について「羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」、日程第7、承認第3号 専決処分の承認について「羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例」、以上3件について関連がありますので、一括議題とします。

本案について承認の内容説明を求めます。

財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） ただいま上程されました承認第1号から承認第3号までの3件につきまして、関連がございますので、一括してご説明申し上げます。

初めに、承認第1号 専決処分の承認についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項により報告し、承認を求めるものでございます。

平成30年4月13日提出、羽幌町長。

処分内容は、羽幌町税条例等の一部を改正する条例でございます。

次のページの専決処分書をお開き願います。地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令、地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令が平成30年3月31日にそれぞれ公布されたことに伴い、羽幌町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をするものでございます。

処分の日は、平成30年3月31日でございます。

次のページをお開き願います。羽幌町税条例等の一部を改正する条例。

以下、条文の改正内容でございますが、別途お配りをしております説明資料に記載の羽幌町税条例等の一部を改正する条例（要旨）に基づきまして説明をさせていただきます。

なお、適用条項の改正や条項の整理、字句の訂正等につきましては、説明を省略させていただきますので、ご了承願います。

まず初めに、町民税でございます。1、納税義務者の適用条項の改正でございますが、

人格のない社団等については、新たに規定される電子申告の義務化に係る規定を適用しないこととするものであります。

次に、2、個人の町民税の非課税要件等の改正でございますが、1点目は非課税措置の対象となる障害者、未成年者、寡婦及び寡夫の前年の所得金額を現行の125万円以下から135万円以下に引き上げるものであります。2点目は、控除対象配偶者の定義が改正されたことに伴い、現行の控除対象配偶者に該当するものは、同一生計配偶者に名称が変更されたことによる改正であります。3点目は、均等割の非課税限度額について10万円引き上げる改正であります。

次に、3、基礎控除額、調整控除額に所得要件を新設でございますが、前年の合計所得金額が2,500万円を超える所得割の納税義務者については、基礎控除及び調整控除の適用ができないことを規定する改正であります。

次に、4、年金所得者に係る配偶者特別控除の申告要件の見直しでございますが、町民税の申告に当たり公的年金等による所得のみの者が源泉控除対象配偶者に係る配偶者特別控除を受けようとする場合は、申告書の提出を不要とする改正であります。

次に、5、法人税の申告納付の改正でございますが、1点目は国内に本店または主たる事務所等を有する法人、以降内国法人といたしますが、この内国法人の外国関連会社等に係る所得の課税について、租税特別措置法の規定の適用を受ける場合は、特例として控除すべき額を法人税割額から控除する規定を新たに設けるものであります。2点目は、資本金が1億円を超える内国法人に対し、申告書等の電子情報処理組織による提出を義務づける規定を新たに設けるものであります。

次に、6、延滞金の計算期間の改正でございますが、延滞金については納期限を経過した場合、その経過日数に応じて発生する場合がありますが、法人町民税において修正申告書の減額更正があり、さらに増額更正があった場合にはその差額分の延滞金の計算については一定期間控除する改正でございます。

続いて、たばこ税でございます。1、製造たばこの区分の新設でございますが、1点目は国のたばこ税と同様に喫煙用の製造たばこの区分として新たに加熱式たばこの区分を新設するものであります。2点目は、加熱式たばこに係る税制上の取り扱いを商品間でも統一するため、製造たばこから分離された溶液部分についても、製造たばことみなすことを規定するものであります。

次に、2、課税標準の改正でございますが、加熱式たばこに係る紙巻きたばこの本数への換算について、重量と価格を紙巻きたばこの本数に換算する方式とする改正であります。なお、急激な税負担の変化が及ぼす影響に一定の配慮を行う要旨から、表のとおり現行の換算方法から改正後の換算方法へ5年間かけて段階的に移行することとしております。

次に、3、税率の引き上げでございますが、1点目は税率を表のとおり3段階で引き上げるものであります。2点目は、税率の引き上げ前に小売販売業者等が旧税率で課税された製造たばこを大量に買い置きし、税率引き上げ後に新税率を適用した価格で販売するこ

とによって、その手持ち品について新税率と旧税率との差に相当する額を不当に利得することを防止するため、税率引き上げ前に売り渡し等が行われた製造たばこについて、小売販売業者等に対して製造たばこの手持ち品課税を実施する規定であります。

次に、4、紙巻きたばこ3級品に係る特例税率の廃止に伴う経過措置の一部改正でございますが、1点目は平成27年度改正において講じられた紙巻きたばこ3級品の特例税率の廃止に伴う経過措置について、今回のたばこ税率の引き上げに伴い、平成31年4月1日に行うこととされている税率の引き上げを同年10月1日に延期することとし、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の税率を平成31年9月30日まで適用させる改正であります。2点目は、1点目の改正に伴い、平成31年4月1日の税率引き上げの際に実施することとしていた手持ち品課税を平成31年10月1日の税率引き上げの際に実施することとし、同手持ち品課税に係る税率もあわせて引き上げる改正であります。

続いて、固定資産税でございます。1、わがまち特例の追加と適用期限の延長でございますが、1点目は津波防災地域づくりに関する法律の規定による津波避難施設に関するものであります。適用期限を平成33年3月31日まで3年延長するとともに、対象施設に指定避難施設と指定避難用償却資産を追加するものであり、課税標準の特例措置の率は課税される年度から5年度の間、3分の2としております。2点目は、特定再生可能エネルギー発電設備に関するものであります。適用期限を平成32年3月31日まで2年延長するとともに、対象施設の区分及び課税標準の特例措置の率を変更するものであります。アの施設については、課税標準の特例措置の率は課税される年度から3年度の間、3分の2。イの施設については、課税標準の特例措置の率は課税される年度から3年度の間、4分の3としております。3点目は、中小企業者等が生産性向上特別措置法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得した機械装置等、わがまち特例の対象に追加するものであります。適用期限は平成33年3月31日までであり、課税標準の特例措置の率は課税される年度から3年度の間ゼロとし、全額免除とするものであります。減収分につきましては普通地方交付税において一定の割合で補填されることとなっております。

次に、2、課税標準の特例措置施設の新設に伴う申告関係であります。高齢者、障害者等の利用上の利便性や安全性の向上等を目的とした一定のバリアフリー改修が実施され、改修実演芸術公演施設に該当となった劇場等が特例措置の対象施設として追加されたため、固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について新たに規定するものであります。

次に、3、土地の負担調整措置の延長でございますが、土地については地価の上昇や下落への対応として評価の均衡化、適正化を図るために負担調整措置を講じておりますが、現行の負担調整措置、平成27年度から平成29年度の適用期限を平成30年度から平成32年度に延長する改正でございます。

改正内容につきましては、以上でございます。

なお、施行期日及び適用に関する経過措置につきましては、それぞれ附則を設けて定めております。

これで承認第1号の説明を終わります。

次に、承認第2号 専決処分の承認についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項により報告し、承認を求めるものでございます。

平成30年4月13日提出、羽幌町長。

処分内容は、羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

次のページの専決処分書をお開き願います。地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令、地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令が平成30年3月31日にそれぞれ公布されたことに伴い、羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をするものでございます。

処分の日は、平成30年3月31日でございます。

次のページをお開き願います。羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

羽幌町国民健康保険税条例（平成24年羽幌町条例第10号）の一部を次のように改正する。

条文を読み上げます。第23条第2号中「27万円」を「27万5,000円」に改め、同条第3号中「49万円」を「50万円」に改める。

第24条の2第2項中「申告書を提出する場合には」を「申告書の提出に当たり」に改め、「書類」の次に「の提示を求められた場合には、これら」を加える。

改正内容の説明をいたしますが、説明資料の4ページ、羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（要旨）に基づきまして改正内容の説明をいたします。

第23条の改正につきましては、国民健康保険税の軽減判定所得の見直しでございます。国民健康保険税においては、低所得者に対する保険税の軽減対策として所得に応じて均等割額や世帯別平等割額を7割、5割、2割軽減しておりますが、消費者物価の伸びなどを考慮して見直すこととされており、軽減判定所得を拡充するものでございます。7割軽減は変更ありませんが、5割軽減と2割軽減の被保険者数に乘じる金額の改正で5割軽減は27万円を27万5,000円とし、2割軽減は49万円を50万円とする改正であります。

こちらの表のほうには記載はしてありませんが、24条の2の改正につきましては、倒産などで職を失った失業者が在職中と同程度の負担で医療保険に加入できるよう、国民健康保険税の負担軽減を受けるための申告書の提出に当たり、マイナンバーによる情報連携により把握ができるのであれば、雇用保険受給資格者証明書の提出が不要になることによ

る改正であります。

施行期日は平成30年4月1日としており、この規定は平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度までの分については従前の例によるもの附則を設けております。

これで承認第2号の説明を終わります。

次に、承認第3号 専決処分の承認についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項により報告し、承認を求めるものでございます。

平成30年4月13日提出、羽幌町長。

処分内容は、羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例でございます。

次のページの専決処分書をお開き願います。地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令、地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令が平成30年3月31日にそれぞれ公布されたことに伴い、羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をするものでございます。

処分の日は、平成30年3月31日でございます。

次のページをお開き願います。羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例。

以下、条文の改正内容でございますが、説明資料の4ページ、羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例（要旨）に記載しておりますが、先ほどの羽幌町税条例等の一部改正において固定資産税で説明いたしましたわがまち特例に関する部分を除いた部分と同様です。説明は省略をさせていただきます。

施行期日につきましては平成30年4月1日としておりますが、一部につきましてはそれぞれ別に定められております。

また、この規定は平成30年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成29年度分までの都市計画税については従前の例によるもの附則を設けております。

これで承認第3号の説明を終わります。

以上、承認第1号から第3号につきまして、よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから承認第1号 専決処分の承認について「羽幌町税条例等の一部を改正する条例」について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから承認第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号 専決処分の承認について「羽幌町税条例等の一部を改正する条例」は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、承認第2号 専決処分の承認について「羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから承認第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号 専決処分の承認について「羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、承認第3号 専決処分の承認について「羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例」について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから承認第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号 専決処分の承認について「羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例」は原案のとおり承認することに決定しました。

#### ◎承認第4号

○議長(森 淳君) 日程第8、承認第4号 専決処分の承認について「平成29年度羽幌町一般会計補正予算」(第15号)。

本案について承認の内容説明を求めます。

財務課長、大平良治君。

○財務課長(大平良治君) ただいま上程されました承認第4号 専決処分の承認についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第

3項により報告し、承認を求めるものでございます。

平成30年4月13日提出、羽幌町長。

処分内容は、平成29年度羽幌町一般会計補正予算（第15号）でございます。

次のページをお開き願います。専決処分書でございますが、平成30年3月30日付による専決処分でございます。

次のページの補正予算書をお開き願います。既定の予算総額に変更はなく、国庫補助金の減額等に伴う財源更正のほか、繰越明許費の追加及び地方債を変更するものでございます。

3ページをお開き願います。第2表、繰越明許費補正は、漁業振興施設整備事業として北るもい漁業協同組合が天売島において建設中の冷蔵冷凍施設について、悪天候によるフェリーの欠航に伴い、生コンクリートを初めとした建設資材の搬入が大幅におくれ、本年3月末までの完成が不可能となったことから、平成30年度に繰り越して事業を実施するものであります。なお、完成予定につきましては、本年4月となっております。

次に、第3表、地方債補正は、過疎対策事業債の申請総額の調整により限度額を増額したものであります。

続きまして、補正の内容をご説明いたします。8ページをお開き願います。6款農林水産業費、農業振興費の補正は、農業後継者対策事業の財源の一部を一般財源から過疎対策事業債に財源更正するものでございます。

10款教育費、事務局費の補正は、教員住宅建設事業に係る国庫支出金の減額などにより財源更正するものであり、その他特定財源につきましては教育施設整備基金を充てております。

同じく小学校費、学校管理費の補正は、羽幌小学校改築事業に係る国庫支出金の減額などにより財源更正するものであり、地方債については過疎対策事業債を、その他特定財源につきましては教育施設整備基金を充てております。

次に、歳入についてご説明いたします。6ページをお開き願います。13款国庫支出金、教育費国庫補助金において学校施設環境改善交付金1,375万2,000円の減額補正は、先ほど歳出でご説明申し上げました教員住宅建設事業及び羽幌小学校改築事業に係る交付額の減額見込みによるものであります。

17款繰入金、教育施設整備基金繰入金1,875万3,000円の補正は、教員住宅建設事業及び羽幌小学校改築事業に関して事業費の一部が国庫補助金の対象外となったことから、財源として充当するものであります。

以上が専決処分により補正をした予算の内容でありますので、よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから承認第4号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから承認第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、承認第4号 専決処分の承認について「平成29年度羽幌町一般会計補正予算」(第15号)は原案のとおり承認することに決定しました。

#### ◎議案第34号

○議長(森 淳君) 日程第9、議案第34号 羽幌町中央公民館大ホール舞台照明設備更新工事請負契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

社会教育課長、渡辺博樹君。

○社会教育課長(渡辺博樹君) ただいま上程されました議案第34号 羽幌町中央公民館大ホール舞台照明設備更新工事請負契約について、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

平成30年4月13日提出、羽幌町長。

契約の目的、羽幌町中央公民館大ホール舞台照明設備更新工事でございます。

契約の方法、指名競争入札。

契約金額、6,285万6,000円。うち消費税額465万6,000円を含みます。

契約の相手方、札幌市豊平区月寒東2条7丁目14番1号、株式会社池下電設代表取締役、池下誠一。

提案理由でございますが、契約の予定価格が5,000万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。

以上、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(森 淳君) これから議案第34号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで討論を終わります。

これから議案第34号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号 羽幌町中央公民館大ホール舞台照明設備更新工事請負契約については原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（森 淳君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

したがって、平成30年第3回羽幌町議会臨時会を閉会します。

（午後 2時03分）